七　組織及び運営に関する事項を記載した書類
八　実務修習事務を行おうとする事務所ごとの実務修習用設備の概要及び整備計画を記載した書類
九　現に行っている業務の概要を記載した書類
十　実務修習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
十一　実務修習の講師及び指導者の選任に関する事項を記載した書類
十二　法第十六条の三第五項第一号及び第二号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面
2　経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（指定修習機関の名称等変更の届出）

第二十一条の十四　指定修習機関は、法第十六条の四第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四により作成した指定修習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（修習事務規程の記載事項）

第二十一条の十五　法第十六条の六第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一　実務修習の実施期間
二　実務修習の受講の申請に関する事項
三　実務修習事務の手数料の額及び収納の方法に関する事項
四　実務修習の日程の公示方法その他実務修習の実施の方法に関する事項
五　実務修習の講師又は指導者の数、選任及び解任に関する事項（法第十六条の二第二項第三号に規定する弁理士としての経験年数に関する事項を含む。）
六　実務修習教材に関する事項
七　実務修習事務の一部委託に関する事項
八　実務修習修了証の発行に関する事項
九　実務修習事務に関する秘密の保持に関する事項
十　実務修習事務に関する公平の確保に関する事項
十一　実務修習事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
十二　その他実務修習事務に関し必要な事項

（修習事務規程の認可の申請）

第二十一条の十六　指定修習機関は、法第十六条の六第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第五により作成した修習事務規程認可申請書に修習事務規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。
2　指定修習機関は、法第十六条の六第一項後段の規定により修習事務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第六により作成した修習事務規程変更認可申請書に変更後の修習事務規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（修習事務規程の認可の基準）

第二十一条の十七　法第十六条の六第四項の経済産業省令で定める基準は、実務修習事務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

（帳簿）

第二十一条の十八　法第十六条の八の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一　実務修習の実施期間
二　実務修習の講義及び演習の実施場所
三　実務修習の講師及び指導者の氏名、担当した講義又は演習及びその単位数
四　修習生の受講番号、氏名、生年月日、住所及び実務修習の受講状況（免除された課程の記載を含む。）
五　実務修習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほか、実務修習修了証の交付の年月日
2　法第十六条の八の帳簿は、指定修習機関の主たる事務所に備えつけ、修習生が実務修習を修了後法第十七条に規定する弁理士登録簿に登録されるまでの期間と実務修習修了後十年間とのいずれか長い期間、これを保存しなければならない。
3　前項の帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第二十一条の十九　法第十六条の十第二項の証明書は、様式第七によるものとする。

（実務修習事務休廃止許可の申請）

第二十一条の二十　指定修習機関は、法第十六条の十一第一項の規定により許可を受けようとするときは、様式第八により作成した実務修習事務休廃止許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（引継ぎ）

第二十一条の二十一　指定修習機関は、法第十六条の十三第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　実務修習事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
二　第二十一条の十八の帳簿その他実務修習事務の書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。
三　その他経済産業大臣が必要と認める事項

（公示）

第二十一条の二十二　法第十六条の四第一項及び第三項、法第十六条の十一第二項、法第十六条の十二第三項並びに法第十六条の十三第二項の規定による公示は、官報で公告することによって行う。

（実務修習事務の実施に要する費用の細目）

第二十一条の二十三　弁理士法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の経済産業省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

（雑則）

第二十一条の二十四　この省令に定めるもののほか、実務修習に関し必要な事項は、経済産業大臣が定める。

第二十六条第二項中「様式第一」を「様式第九」に改める。
第二十七条第二項中「様式第二」を「様式第十」に改める。
第二十九条第二項中「（法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。第三十一条において同じ。）」を削り、「もつて」を「もって」に改め、同条第四項中「あつて」を「あって」に改める。
第三十条第二項及第三項中「もつて」を「もって」に改め、同条第六項中「あつて」を「あって」に改める。
第三十二条第二項中「なつた」を「なった」に改める。
第三十六条中「弁理士法施行令（以下「令」という。）第五条第九号」を「令第七条第九号」に改める。

第三十七条中「第五条第十号」を「第七条第十号」に改める。
第三十八条中「第五条第十一号」を「第七条第十一号」に改める。
第三十九条中「第五条第十二号」を「第七条第十二号」に改める。
様式第二中「様式第2（第27条第2項関係）」を「様式第10（第27条第2項関係）」に改め、同様式を様式第十とする。
様式第一中「様式第1（第26条第2項関係）」を「様式第9（第26条第2項関係）」に改め、同様式を様式第九とし、同様式の前に次の八様式を加える。